

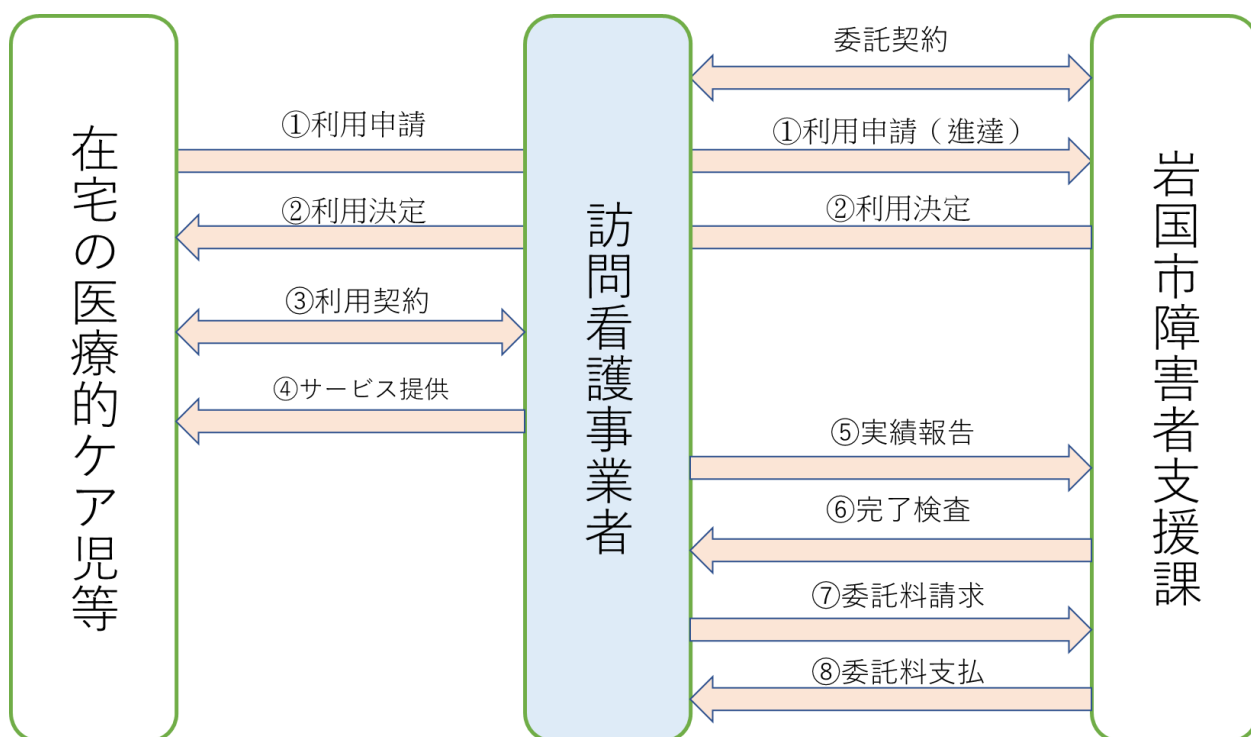
岩国市医療的ケア時等在宅レスパイト事業の手引き

1 「岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業」について

(1) 事業目的

在宅の医療的ケア児等の看護又は介護を行う家族の負担軽減を図るため、市と委託契約した訪問看護事業者から看護師等を自宅等に派遣し、医療的ケアを伴う見守り等を行います。

(2) 事業の流れ



(3) 利用対象者

以下の全てに該当する医療的ケア児等の家族が対象です。

- ・ 岩国市内に住所を有し、かつ居住の実態がある者であること
- ・ 出生の日から20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること
- ・ 在宅で保護者による看護又は介護及び医療的ケアを受けて生活している者であること。
- ・ 医療的ケアに係る訪問看護（健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護）の提供を受けている者であること

(4) サービス内容

- ・ 医療的ケア児等に訪問看護療養費の適用を超える自宅での訪問看護を提供します。
(利用時間延長型)
- ・ 医療的ケア児等に訪問看護療養費の適用外となる自宅以外での訪問看護を提供します。
(お出かけ支援型)
- ・ その他、夜間等の緊急時において、医療的ケア児等に訪問看護療養費の適用を受けずに訪問看護を提供します。
(緊急時対応型)

(5) 利用可能時間

- ・ 医療的ケア児等 1 人につき、1 年度あたり 4 8 時間まで

※年度途中の利用申請の場合、利用決定月から年度末までの残月数×4 時間となる。

※サービスの利用開始時間は、原則、看護を伴う支援を開始した時間からとする。

(6) サービス費用

- ・ サービス算定時間 1 時間あたり、7,500 円の委託料を岩国市から事業者を支払う。
(月単位で、1 時間に満たないサービスを提供した場合は、30 分未満切り捨て、30 分以上切り上げ)
- ・ 本サービスについては、利用者の自己負担金は発生しません。

2 委託契約について

(1) 委託契約の流れ

委託契約は、訪問看護事業者と締結します。

毎年度、契約を締結する必要があります。

訪問看護事業者

訪問看護事業者は、「岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業委託契約締結申請書」及び「個人情報の取扱いに係る届出」に必要書類を添付し、市に提出します。

事業者要件

- ・健康保険法第 88 条第 1 項の規定に基づく指定訪問看護事業者であること
- ・24時間対応体制を整備していること
- ・指定年月日から1年以上経過していること

必要書類（申請書提出時）

- 委託契約締結申請書提出時に、以下の資料が必要です。
- ・訪問看護事業者の指定決定通知書の写し
（健康保険法の指定を受けていることがわかるもの）
 - ・職員配置名簿(任意様式)
 - ・訪問看護事業所の運営規程の写し
 - ・24時間対応体制を整備していることがわかるもの

岩国市

市は、提出された資料をもとに、事業者の要件を満たしていることを確認したのち、委託契約書を2部作成し事業者へ送付します。

訪問看護事業者

訪問看護事業者は、送付された委託契約書に押印及び割印をし、岩国市へ返送します。

岩国市

市は、事業者から返送された委託契約書に押印及び割印をし、事業者へ1部返送します。

3 委託業務内容について

(1) 対象者への周知

訪問看護事業所の利用者で、下記の要件に該当する医療的ケア児等の家族がいる場合は、本事業の周知を行います。

【利用対象者】岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業実施要綱

(定義)

第2条 この要綱において、「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、経管栄養の実施等の日常生活を送る上で不可欠な医療的な支援をいう。

2 この要綱において、「医療的ケア児等」とは、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。

- (1) 岩国市内に住所を有し、かつ、居住の実態がある者であること。
- (2) 出生の日から20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。
- (3) 在宅で保護者による看護又は介護及び医療的ケアを受けて生活している者であること。
- (4) 医療的ケアに係る訪問看護（健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）第88条第1項に規定する訪問看護をいう。以下同じ。）の提供を受けている者であること。

3 この要綱において、「医療的ケア児等の家族」とは、医療的ケア児等の保護者であって、現に当該医療的ケア児等の看護又は介護を行っていることを市長が認めたものをいう。

(利用対象者)

第4条 事業を利用することができる者は、医療的ケア児等の家族とする。

(2) 利用申請・利用決定

①対象家族から本事業の利用希望があった場合は、「岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用申請書」（以下「利用申請書」という。）を配布する。

②訪問看護事業者は対象家族から提出された利用申請書に加え、下記の書類を市へ提出する。

- ◆ 医師の訪問看護指示書の写し
- ◆ 訪問看護事業者との契約書の写し等利用していることが分かる書類

③市は申請書等を審査し、適当であると認めた場合、「岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用決定通知書」を訪問看護事業者を通じ、利用者に通知する。

※決定期間は当年度の3月末までとなります。3月上旬頃に市から利用者へ更新案内を送付します。引き続き利用する場合は、再度申請が必要です。

※決定内容に変更があれば、随時変更申請書や変更届を提出してください。

(3) 利用者との契約

利用者への決定通知書の内容を確認し、本事業の実施にあたり利用者と訪問看護事業者で利用契約を締結する。

(4) 利用申込の受付

利用者から、本事業に基づく利用申込が行われた場合、下記の条件を満たしている場合は、利用申込を受け付けるものとする。ただし、訪問看護事業者が正当な理由により、サービスの提供が困難である利用申込であれば、適当な他の訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

- ① 本事業の利用決定がされていること。
- ② 1年度あたりの累計利用時間が48時間を超えていないこと。
- ③ 訪問看護によるサービスが必要であること。

(5) サービスの提供

- ① 本事業に基づく訪問看護は、医療的ケアを伴う見守りを行うことである。
- ② サービス提供時間の算定は、1時間単位とする。
- ③ サービスの利用開始時間は、原則、看護を伴う支援を開始した時間からとする。

(6) 提供実績の管理

- ① サービスの提供終了後、提供内容、提供時間を記録しておくこと。
- ② 決定通知書に記載している訪問看護事業者が、利用者の年間の利用時間を管理する。
- ③ サービスを提供した実績は、利用者に報告し確認を得ること。

(7) 実績報告・費用請求

訪問看護事業者は、各月のサービス提供終了後、翌月15日までに実績報告書及び請求書を市に提出する。

(8) 利用者からの問い合わせ対応

本事業の利用において、利用者等から問い合わせ等があった場合は、誠実に対応すること。

利用申請に係る書類

- 岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用申請書（様式第1号）
 - ・ 本事業は、利用決定を受けた後、訪問看護事業者と利用契約を行うことで、利用が可能となります。
 - ・ 申請者は、医療的ケア児等の家族となります。
- 訪問看護指示書の写し
 - ・ 医療的ケアを必要としていることを確認するため、直近の訪問看護指示書の写しを提出してください（利用者やそのご家族にお渡しする必要はありません）。
- 訪問看護事業者との契約書の写し又は利用していることが分かる書類
 - ・ 現に訪問看護を受けていることを確認するため、利用していることが分かる書類を提出してください。
 - ・ 利用していることが分かる書類は、訪問看護報告書や訪問看護を利用した際の費用の請求書、領収書などです。
 - ・ 提出書類は、利用者名と訪問看護事業者名が記載されているページのみご提出ください。※添付書類は、おおむね申請日から1年以内に作成した書類とします。

参考資料

岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、在宅の医療的ケア児等の看護又は介護を行う家族の負担の軽減を図るため、岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、経管栄養の実施等の日常生活を送る上で不可欠な医療的な支援をいう。

2 この要綱において、「医療的ケア児等」とは、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。

- (1) 岩国市内に住所を有し、かつ、居住の実態がある者であること。
- (2) 出生の日から20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。
- (3) 在宅で保護者による看護又は介護及び医療的ケアを受けて生活している者であること。
- (4) 医療的ケアに係る訪問看護（健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）第88条第1項に規定する訪問看護をいう。以下同じ。）の提供を受けている者であること。

3 この要綱において、「医療的ケア児等の家族」とは、医療的ケア児等の保護者であって、現に当該医療的ケア児等の看護又は介護を行っていることを市長が認めたものをいう。

（実施主体）

第3条 事業の実施主体は、岩国市とする。ただし、市長は、事業の全部又は一部を指定訪問看護事業者（法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）に委託することができる。

（利用対象者）

第4条 事業を利用することができる者は、医療的ケア児等の家族とする。

（事業の内容）

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療的ケア児等に訪問看護療養費（法第88条第1項に規定する訪問看護療養費をいう。以下同じ。）の適用を超える自宅での訪問看護を提供する。

- (2) 医療的ケア児等に訪問看護療養費の適用外となる自宅以外での訪問看護を提供する。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、夜間等の緊急時において、医療的ケア児等に訪問看護療養費の適用を受けずに訪問看護を提供する。

(利用時間の上限)

第6条 事業を利用できる時間は、医療的ケア児等1人につき、1年度当たり48時間を上限とする。ただし、年度の途中から事業を利用する場合は、第9条第1項の規定による事業の利用の決定をした日の属する月から当該年度末までの月数に4を乗じて得た時間を上限とする。

(利用者負担額)

第7条 事業に係る利用者負担額は、無料とする。

(利用申請)

第8条 事業の利用を希望する医療的ケア児等の家族（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用申請書（様式第1号）
- (2) 訪問看護指示書の写し
- (3) 訪問看護の提供を受けていることが分かる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(利用決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、事業の利用を決定し、岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、適当でないとき認めるときは、事業の利用を承認しないことを決定し、岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(委託料)

第10条 第3条ただし書の規定により事業を指定訪問看護事業者に委託した場合における第5条各号に規定する訪問看護の提供に係る1月当たりの委託料の額は、次項に規定するサービス算定時間に7,500を乗じて得た額とする。

2 1月当たりの委託料の算定に係るサービス算定時間は、指定訪問看護事業者が医療的ケア児等に対し、その月において第5条各号に規定する訪問看護を提供した時間の合計とし、この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

提出書類の入手先

◆事業に必要な各書類は、岩国市ホームページから入手し使用してください。

右の二次元コードからページにアクセスできます。



問い合わせ先

〒740-8585 岩国市今津町1丁目14番51号

岩国市役所 福祉部 障害者支援課

TEL：0827-29-2522 FAX：0827-22-2814

メールアドレス：shou-shien@city.iwakuni.lg.jp